

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、医薬品の配送業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅から普通乗用自動車を運転して出勤する途中、信号待ちをしていたところ、後方から走行してきた普通乗用自動車に追突され、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、受傷後、C医院等に受診し、「頚椎捻挫、腰椎捻挫」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日に治癒（症状固定）となった。

- 3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第12級に該当するものと認め、平成〇年〇月〇日、同等級に応ずる障害給付の額から、本件事故の相手方が加入する自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から請求人に対して既に支払われた賠償額を控除して支給する旨の処分をした（以下「当初処分」という。）。

本件は、その後、本件事故の相手方が加入する自動車保険（以下「任意保険」という。）からも、請求人に対して損害賠償が支払われていたことが判明したため、監督署長が、平成〇年〇月〇日、当初処分を取り消し、改めて、当該損害賠償額も含めた額を控除した額を支給する旨の変更決定処分をした（以下「本件処分」という。）ことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査

請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

監督署長が障害給付の支給額を変更決定した本件処分が、妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第12条の4第2項によると、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で保険給付をしないことができると規定されており、被災労働者等が加害者から損害賠償を受けている場合には、保険給付は、既に加害者から受けている額を差し引いた残りを支給することとし、同一の事由に基づく損害が二重に填補されることのないように調整が図られている。そして、被災労働者等に対し自賠責保険や任意保険から損害賠償額の支払があった場合にあっても、同様に調整されることとなっている。

(2) 本件において、請求人は、保険給付との調整対象となる損害賠償額として、自賠責保険から○円と任意保険から○円の合計○円の支払を受けていることが確認できることから、本来支払われるべき障害給付の額から、これらの損害賠償額を控除した額の保険給付を受けることとなる。

監督署長は、当初処分では、上記損害賠償額のうち、自賠責保険から支払われた金額しか控除しなかったものの、後日、本件処分において、任意保険から

支払われた金額を改めて控除し、障害給付を支給する旨の変更決定処分をしたものである。そうすると、本件処分は、法令の規定に則ってなされたものと認められ、当審査会としては、妥当なものであったと判断する。

(3) この点、請求人は、「いきなり間違っていたため、返還してくれと言われても、納得がいかない。監督署長のミスで生じた過払い金を請求人に請求するのは間違っている。」と主張している。

しかしながら、監督署長が、その過誤を正すために一旦した当初処分を自ら取り消し、改めて本件処分をすることは、同一の事由に基づく損害について、重複して填補されることを防止し、労働者災害補償保険制度を適正に運営するという公益上の必要に基づくものであり、請求人が受領した保険給付は原因なくして不当に享受されたものといわざるを得ず、請求人の主張は認められない。

(4) なお、請求人は、本件事故に係る障害給付を請求するに当たり、平成〇年〇月〇日、監督署長に対して、自賠責保険及び任意保険に係る支払通知書を提出していることから、監督署長は、当初処分をした時点において、請求人が自賠責保険だけでなく、任意保険からも損害賠償金を受け取っていることを把握していたか、又は容易に把握できたものと思料される。本件申立ては、監督署長が、当初処分の段階で十分な調査をなすか、又は相当な注意力をもって当たれば避けられたものであり、適切さを欠いたものであったことは否めないものであることを付言する。ただし、同事実をもってしても、上記結論を左右するものではない。

3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。